

岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報利用規約

1 総則

- (1) 本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、岡山県知事（以下「知事」という。）から岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報（以下「情報」という。）の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- (2) 提供依頼申出者及び利用者は、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年省令第 137 号。以下「省令」という。）、岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報の提供に関する事務処理要領（以下「要領」という。）及び本規約に従うものとする。
- (3) 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (4) 本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、法、政令、省令並びに要領の定義に従うものとする。

2 情報の提供及び利用

- (1) 利用者は、申出文書に記載した利用者及び利用目的の範囲に限り、提供を受けた情報を利用できるものとする。
- (2) 利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

3 管理

- (1) 利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成 30 年 3 月 13 日付け健発 0313 第 2 号厚生労働省健康局長通知別添。以下「マニュアル」という。）及び申出文書に記載された管理方法並びに知事から指示のあった管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。
- (2) 利用者は、知事に利用状況の報告を求められたときは、速やかに対応するものとする。

4 利用の制限

- (1) 利用者は、個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、知事が特に認める場合を除き、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。
 - ① 他の個人情報と連結しないこと。
 - ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。
 - ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。
 - ④ 応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。

5 作業委託

- (1) 利用者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、利用者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を第三者へ委託してはならないものとする。
- (2) 利用者は、提供された情報を用いた調査研究の一部を第三者へ委託しようとするときは、情報の提供の申出に併せて契約書の写し等を提出し、審査を受けなければならない。

6 欠陥及び障害等

- (1) 利用者は、情報の提供媒体を受領した後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、岡山県がん登録室（以下「がん登録室」という。）に交換を申し出るものとする。
- (2) (1)において、利用者はがん登録室に当該媒体を返却し、がん登録室は障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- (3) (2)において、利用者からの返却にかかる費用及びがん登録室からの再送付の費用は、当該媒体に障害が生じた原因ががん登録室の帰責事由による場合はがん登録室が負担し、利用者の帰責事由による場合は利用者が負担するものとする。

7 申出文書等の変更

- (1) 利用者は、情報の利用期間中に申出文書の記載事項について変更が生じたときは、要領様式第6号により、変更内容を報告するものとする。ただし、当該変更が、申出に対する応諾の決定に重大な影響を及ぼす内容である場合は、直ちに情報の利用を停止した上で、要領様式第2-1号又は第2-2号を再提出し、再審査を受けるものとする。
- (2) (1)ただし書きに該当する場合において、利用者は、知事から情報の利用申出にかかる応諾通知があるまで、情報の利用を行ってはならない。また、知事から不応諾の通知がなされた場合は、直ちに提供された情報及び当該情報を元に作成した資料等を全て廃棄した上で、要領様式第7号により廃棄処置の報告を行うものとする。

8 利用期間

利用者は、提供を受けた情報を、申出文書等に記載した期間内に限り利用できるものとする。なお、政令第9条第2項の定めにより、情報の利用期間は利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間であり、必要と認められた場合に限り、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間となることに留意すること。

9 調査

利用者は、知事又は知事から委託された第三者により、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての調査を行う旨の通知を受けた場合、利用場所への立ち入り及び帳票その他の書類の閲覧等について、調査に必要な範囲において協力しなければならない。

10 情報の紛失・漏えい等

利用者は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、直ちに知事へその内容及び原因を報告し、指示に従うものとする。

11 情報の処理

利用者は、情報の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物を適切に廃棄し、要領様式第7号により知事へ報告するものとする。

12 成果の公表

(1) 利用者は、情報を利用した成果について、要領様式第8号により知事へ報告するものとする。

(2) 成果を公表する場合、利用者は、公表予定の内容について、事前に県知事へ報告しなければならない。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。

① 論文への公表予定の場合

投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。

② 学会又は研究会等への公表予定の場合

学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。

(3) 公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合あるいは知事が特に認める場合はこの限りではない。

① 提供された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。

② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は秘匿とすること。

③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないようにすること。

④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。

⑤ 他の公表値と組み合わせで利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。

(4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。

(5) 申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、要領様式第6号により変更の届出をするものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。

13 利用の停止及び中止

(1) 利用者は、以下の①～⑤のいずれかに該当すると認められた場合、知事から情報の利用の停止又は中止を命じられることがある。この場合、利用者はただちに利用を停止し、又は中止をしなければならない。

- ① 利用者において法、政令、省令、要領並びに本規約に対する違反があったとき。
- ② 利用者において、情報の取扱に関し、重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。
- ③ 申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断したとき。
- ④ 提供依頼申出者が申出文書の再提出を行った場合において、知事が申出内容を審査した結果、これを不応諾としたとき。
- ⑤ その他、利用者が情報の利用を行うことが不適切であると知事が判断したとき。

(2) 利用者は、(1) ①～⑤のいずれかに該当すると認められた場合、知事から以下の①～③の措置を取られることがある。

- ① 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること。
- ② 研究成果の公表を行わせないこととすること。
- ③ 利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。

14 その他

利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに岡山県保健福祉部医療推進課へ相談するものとする。

附則

この規約は、令和元年12月27日から施行する。